

かんたん E プラン電気需給約款 (2023 年 4 月)	かんたん E プラン電気需給約款 (2023 年 5 月) ※新約款
<p>かんたん E プラン 電気需給約款 2023 年 4 月 1 日実施 MC リテールエナジー株式会社</p>	<p>かんたん E プラン 電気需給約款 2023 年 5 月 1 日実施 MC リテールエナジー株式会社</p>
<p>第 17 条 日割計算</p> <p>1. 当社は、第 16 条 (料金の算定) 第 1 項各号に定める場合においては、以下に定める方法により料金を算定します。</p> <p>(1) 基本料金、最低料金、定額料金、または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、以下の算式により算定します。なお、第 16 条 (料金の算定) 第 1 項第 (1) 号または第 (3) 号に定める場合は、以下の算式の「計量期間等の日数」を「暦日数」と読み替えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1 月」の該当料金×(日割計算対象日数/計量期間等の日数) <p>該当料金とは、基本料金、最低料金、定額料金、または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金をいいます。</p> <p>(2) 最低料金適用電力量、または定額料金適用電力量は、以下の算式により算定します。なお、最低料金適用電力量、または定額料金適用電力量とは、第 1 項第 (1) 号で算出された最低料金、定額料金、または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。また、第 16 条 (料金の算定) 第 1 項第 (1) 号または第 (3) 号に定める場合は、以下の算式の「計量期間等の日数」を「暦日数」と読み替えます。</p> <p>(a) 四国電力エリアの契約容量 6 kVA 未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低料金適用電力量 = 11 キロワット時 × (日割計算対象日数/計量期間等の日数) <p>(b) 関西電力エリアの契約容量 6 kVA 未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定額料金適用電力量 = 200 キロワット時 × (日割計算対象日数/計量期間等の日数) <p>(c) 関西電力エリアの契約容量 6 kVA～49 kVA の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定額料金適用電力量 = 300 キロワット時 × (日割計算対象日数/計量期間等の日数) <p>(3) 電力量料金は、以下の算式により算定します。なお、第 16 条 (料金の算定) 第 1 項第号または第 (3) 号に定める場合は、以下の算式の「計量期間等の日数」を「暦日数」と読み替えます。</p>	<p>第 17 条 日割計算</p> <p>1. 当社は、第 16 条 (料金の算定) 第 1 項各号に定める場合においては、以下に定める方法により料金を算定します。</p> <p>(1) 基本料金、定額料金は、以下の算式により算定します。なお、第 16 条 (料金の算定) 第 1 項第 (1) 号または第 (3) 号に定める場合は、以下の算式の「計量期間等の日数」を「暦日数」と読み替えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1 月」の該当料金×(日割計算対象日数/計量期間等の日数) <p>該当料金とは、基本料金、定額料金をいいます。</p> <p>(2) 定額料金適用電力量は、以下の算式により算定します。なお、定額料金適用電力量とは、第 1 項第 (1) 号で算出された定額料金が適用される電力量をいいます。また、第 16 条 (料金の算定) 第 1 項第 (1) 号または第 (3) 号に定める場合は、以下の算式の「計量期間等の日数」を「暦日数」と読み替えます。</p> <p>(a) 関西電力エリア・四国電力エリアの契約容量 6 kVA 未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定額料金適用電力量 = 200 キロワット時 × (日割計算対象日数/計量期間等の日数) <p>(b) 関西電力エリア・四国電力エリアの契約容量 6 kVA～49 kVA の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定額料金適用電力量 = 300 キロワット時 × (日割計算対象日数/計量期間等の日数) <p>(3) 電力量料金は、以下の算式により算定します。なお、第 16 条 (料金の算定) 第 1 項第号または第 (3) 号に定める場合は、以下の算式の「計量期間等の日数」を「暦日数」と読み替えます。</p>

かんたん E プラン電気需給約款 (2023 年 4 月)	かんたん E プラン電気需給約款 (2023 年 5 月) ※新約款
<p>(a) 東北電力エリア・東京電力エリア・中部電力エリアおよび四国電力エリアの契約容量 6 kVA～49 kVA の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 1 段階料金適用電力量 = 120 キロワット時 × (日割計算対象日数/計量期間等の日数) なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 第 2 段階料金適用電力量 = 180 キロワット時 × (日割計算対象日数/計量期間等の日数) なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 <p>(b) 四国電力エリアの契約容量 6 kVA 未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 1 段階料金適用電力量 = 109 キロワット時 × (日割計算対象日数/計量期間等の日数) なお、第 1 段階料金適用電力量とは、11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 第 2 段階料金適用電力量 = 180 キロワット時 × (日割計算対象日数/計量期間等の日数) なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 <p>(c) 関西電力エリアの契約容量 6 kVA 未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 1 段階料金適用電力量 = 100 キロワット時 × (日割計算対象日数/計量期間等の日数) なお、第 1 段階料金適用電力量とは、200 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 	<p>(a) 東北電力エリア・東京電力エリア・中部電力エリアの契約容量 6 kVA～49 kVA の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 1 段階料金適用電力量 = 120 キロワット時 × (日割計算対象日数/計量期間等の日数) なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 第 2 段階料金適用電力量 = 180 キロワット時 × (日割計算対象日数/計量期間等の日数) なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 <p>(b) 関西電力エリア・四国電力エリアの契約容量 6 kVA 未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 1 段階料金適用電力量 = 100 キロワット時 × (日割計算対象日数/計量期間等の日数) なお、第 1 段階料金適用電力量とは、200 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。
<p>附則</p> <p>1 本契約の実施期日 本約款は、2023 年 4 月 1 日から実施します。 本約款実施後の関西電力エリアのかんたん E プランにおける新たな料金は、2023 年 4 月検針日～2023 年 5 月検針日の前日までの間の使用電力量に基づき算定される電気料金から適用されます。 ※なお、2023 年 4 月検針日以降に算定される電気料金は、ご利用月が「2023 年 5 月」に該当することとなるため、料金確定通知は 2023 年 6 月となります。</p>	<p>附則</p> <p>1 本契約の実施期日 本約款は、2023 年 5 月 1 日から実施します。 本約款実施後の四国電力エリアのかんたん E プランにおける新たな料金は、2023 年 5 月検針日～2023 年 6 月検針日の前日までの間の使用電力量に基づき算定される電気料金から適用されます。 また、四国電力エリアのかんたん E プランにおける新たな燃料費調整額は、2023 年 5 月検針日～2023 年 6 月検針日の前日までの間の使用電力量に基づき算定される電気料金から適用されます。 ※なお、2023 年 5 月検針日以降に算定される電気料金は、ご利用月が「2023 年 6 月」に該当することとなるため、料金確定通知は 2023 年 7 月となります。</p>

2023 年 4 月 1 日実施した電気需給約款の関西電力エリアのかんたん E プランにおける新たな料金は、2023 年 4 月検針日～2023 年 5 月検針日の前日までの間の使用電力量に基づき算定される電気料金から適用されます。
 ※なお、2023 年 4 月検針日以降に算定される電気料金は、ご利用月が「2023 年 5 月」に該当することとなるため、料金確定通知は 2023 年 6 月となります。

別紙 1 燃料費調整

3. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1.(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

・燃料費調整額＝使用電力量×燃料費調整単価

別表：燃料費調整単価算出係数等

供給地域	α	β	γ
東北電力エリア	0.1152	0.2714	0.7386
東京電力エリア	0.1970	0.4435	0.2512
中部電力エリア	0.0275	0.4792	0.4275
関西電力エリア	0.0140	0.3483	0.7227
四国電力エリア	0.2104	0.0541	1.0588

供給地域	基準燃料価格	基準単価
東北電力エリア	31,400 円	22.1 銭/kWh
東京電力エリア	44,200 円	23.2 銭/kWh
中部電力エリア	45,900 円	23.3 銭/kWh
関西電力エリア	27,100 円	16.5 銭/kWh
四国電力エリア	26,000 円	19.6 銭/kWh

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

別紙 1 燃料費調整

3. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1.(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

・燃料費調整額＝使用電力量×燃料費調整単価

別表：燃料費調整単価算出係数等

供給地域	α	β	γ
東北電力エリア	0.1152	0.2714	0.7386
東京電力エリア	0.1970	0.4435	0.2512
中部電力エリア	0.0275	0.4792	0.4275
関西電力エリア	0.0140	0.3483	0.7227
四国電力エリア	0.0845	0.0699	1.1962

供給地域	基準燃料価格	基準単価
東北電力エリア	31,400 円	22.1 銭/kWh
東京電力エリア	44,200 円	23.2 銭/kWh
中部電力エリア	45,900 円	23.3 銭/kWh
関西電力エリア	27,100 円	16.5 銭/kWh
四国電力エリア	80,300 円	16.1 銭/kWh

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

別紙 3 料金表

(関西電力エリア、四国電力エリア)

1. かんたん E プラン (6 kVA 未満)
 (4) 料金

別紙 3 料金表

(関西電力エリア、四国電力エリア)

1. かんたん E プラン (6 kVA 未満)
 (4) 料金

料金は、以下に定める定額料金または最低料金、ならびに電力量料金および別紙 2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。なお、関西電力エリアにおける再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまが「1 月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。

(a) 定額料金

定額料金は、以下の算式により算定します。

- ・基本料金相当額 + 下表の一定限度の使用電力量 (キロワット時) までの固定料金

定額料金は「1 月」につき、以下のとおりとします。一定限度の使用電力量 (キロワット時) までは、一定の料金 (定額料金) を適用します。ただし、まったく電気を使用しない場合は、以下記載の基本料金相当額が発生し請求します。

関西電力エリア

定額料金	基本料金相当額	1 契約につき	341 円 01 銭
	固定料金	1 契約につき最初の 200 キロワット時まで	4,268 円 99 銭

(b) 最低料金

最低料金は、「1 月」につき、以下のとおりとします。一定限度の使用電力量 (キロワット時) までは、一定の料金 (最低料金) を適用します。なお、まったく電気を使用しない場合も、最低料金は発生し請求します。

四国電力エリア

最初の 11 キロワット時まで	411 円 40 銭 / 契約・月
-----------------	-------------------

(c) 電力量料金

電力量料金は、「1 月」の使用電力量につき、以下の単価を適用して算定します。

四国電力エリア

使用量	単価 (税込)
-----	---------

料金は、以下に定める**定額料金**、**電力量料金**および別紙 2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。なお、**定額料金内の再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額は、お客さまが「1 月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。**

(a) 定額料金

定額料金は、以下の算式により算定します。

- ・基本料金相当額 + 下表の一定限度の使用電力量 (キロワット時) までの固定料金

定額料金は「1 月」につき、以下のとおりとします。一定限度の使用電力量 (キロワット時) までは、一定の料金 (定額料金) を適用します。ただし、まったく電気を使用しない場合は、以下記載の基本料金相当額が発生し請求します。

関西電力エリア

定額料金	基本料金相当額	契約単位	単価 (税込)
		1 契約につき	341 円 01 銭
	固定料金	使用量	単価 (税込)
		1 契約につき最初の 200 キロワット時まで	4,268 円 99 銭

四国電力エリア

定額料金	基本料金相当額	契約単位	単価 (税込)
		1 契約につき	500 円 00 銭
	固定料金	使用量	単価 (税込)
		1 契約につき最初の 200 キロワット時まで	6,030 円 00 銭

※最低料金削除

(c) 電力量料金

電力量料金は、「1 月」の使用電力量につき、以下の単価を適用して算定します。

四国電力エリア

11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 28 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 76 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 41 銭

使用量	単価 (税込)
200 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 50 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36 円 50 銭

2. かんたん E プラン (6kVA~ 49kVA)

(4) 料金

「1 月」の料金は、以下に定める定額料金または基本料金、ならびに電力量料金および別紙 2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。なお、関西電力エリアにおける再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまが「1 月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。

(a) 定額料金

定額料金は、以下の算式により算定します。

- ・基本料金相当額 + 下表の一定限度の使用電力量 (キロワット時) までの固定料金

定額料金は「1 月」につき、以下のとおりとします。一定限度の使用電力量 (キロワット時) までは、一定の料金 (定額料金) を適用します。ただし、まったく電気を使用しない場合は、以下記載の基本料金相当額が発生し請求します。

関西電力エリア

定額料金	基本料金相当額	1 契約につき	396 円 00 銭
	固定料金	1 契約につき最初の 200 キロワット時まで	6,120 円 00 銭

(b) 基本料金

2. かんたん E プラン (6kVA~ 49kVA)

(4) 料金

「1 月」の料金は、以下に定める定額料金、電力量料金および別紙 2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。なお、定額料金内の再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額は、お客さまが「1 月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。

(a) 定額料金

定額料金は、以下の算式により算定します。

- ・基本料金 + 下表の一定限度の使用電力量 (キロワット時) までの固定料金

定額料金は「1 月」につき、以下のとおりとします。一定限度の使用電力量 (キロワット時) までは、一定の料金 (定額料金) を適用します。ただし、まったく電気を使用しない場合は、以下記載の基本料金の半額が発生し請求します。

関西電力エリア

定額料金	基本料金	契約容量	単価 (税込)
		契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	396 円 00 銭
固定料金	使用量	1 契約につき最初の 300 キロワット時まで	6,120 円 00 銭

四国電力エリア

定額料金	基本料金	契約容量	単価 (税込)
		契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	374 円 00 銭
固定料金	使用量	1 契約につき最初の 300 キロワット時まで	8,900 円 00 銭

基本料金は、「1 月」につき以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

四国電力エリア

契約容量	単価 (税込)
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	374 円 00 銭

(c) 電力量料金

電力量料金は、「1 月」の使用電力量につき、以下の単価を適用して算定します。

関西電力エリア

使用量	単価 (税込)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21 円 55 銭

四国電力エリア

使用量	単価 (税込)
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16 円 89 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 47 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	22 円 01 銭

※基本料金削除

(b) 電力量料金

電力量料金は、その「1 月」の使用電力量によって算定します。

関西電力エリア

使用量	単価 (税込)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21 円 55 銭

四国電力エリア

使用量	単価 (税込)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	32 円 00 銭